

協力金・支援金・国保減免等の申請相談実施中 支援策を利用し、営業と暮らしを守りましょう

長岡民商では現在、役員・事務局が会員の皆様のご自宅を訪問する活動を行っています。これを通じて皆さんに現在の商売の状況について尋ねると、「大変だった昨年と比べ」さらに仕事が減っている」という返答が大半を占めています。また、「昨年は持続化給付金等があり、一助になったが、今年は申請できる支援金がないため、非常に厳しい」との声も多く聞かれます。

今の政治では、必要・十分な支援は受けられません。全ての国民、中小業者に十分な支援が行き渡るよう、来る総選挙で政治を変えましょう。支援は明らかに不十分ですが、現在出されている支援策の中で利用できるものがあれば、それを利用して営業と暮らしを守りましょう。左記①～③は、支援策の代表的なものです。



① 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (2回目)：申請期限10月31日(日)
8月24日(火)0時から9月16日(木)24時までの全ての日において、時短営業(休業を含む)要請に全面的に協力した接待を伴う飲食店・酒類を提供する飲食店を対象とする協力金です。

② 新潟県事業継続支援金(飲食関連事業者等)【時短要請枠】：申請期限10月31日(日)
2021年8月以降に発令した時短要請の区域となる県内市町村にある飲食店に対し、直接かつ継続して商品・サービスを提供している事業者で、売上高が2021年7月から9月までのいずれか1か月において前年、または前々年同期比で20%以上減少している事業者に、申請によって次のように支援金が支給されます。

・県内で単独店舗または事業所を営む事業者 20万円 (下段へ続く)

・県内で複数店舗または事業所を営む事業者 40万円
※飲食関連事業者として、既に第一弾の支援金を受給していても、条件を満たせば支給対象となります。

③ 新型コロナウイルスの影響による国保料等の減免：申請期限2022年3月31日(木)
新型コロナウイルスの影響により、2021年の事業収入・給与収入等の収入について、年間で前年(2020年)より30%以上の減少が見込まれる世帯は、申請によって国民健康保険料(国保料)や後期高齢者医療保険料が減免される可能性があります。前年の世帯所得額によっては、全額免除となる場合もあります。

申請期限は来年3月31日ですが、見込みで申請する場合はタイミングが重要です。(売上が減少している状態で申請することが求められます)。対象となるかどうかも含め、ご相談ください。

長岡民商ではこれら協力金、支援金、国保料減免への申請に関する相談・サポートを行っています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談会は予約制としています。電話等で日時を予約し、ぜひ会外の業者も誘ってお越しください。

受けましょう！大腸がん検診

長岡民商では、今年も長岡民商共済会の主催により、11月7日(日)・8日(月)の両日に大腸がん検診を行います。病気が早期発見、早期治療が重要です。もし大腸がんが見つかったとしても、初期の段階で治療すれば早く治ります。声を掛け合って受けましょう。

受検料は550円(税込)、共済会員は無料です。お申し込みは班長、役員、事務局までお願いします。

